

# 市内体育施設の利用制限について

令和4年4月18日

新型コロナウイルスの感染者数が高止まりしていることを踏まえ、秋田県では警戒レベル「3」をさらに延長しました。

こうしたことから、男鹿市でも、市内体育施設の利用を原則として市内居住者個人及び団体（市内居住者だけで利用する場合）に制限することを延長いたしましたので、ご理解ください。

また、市内の方々にあっても、団体での活動の実施については、慎重にご判断いただき、利用する場合には、感染防止対策を徹底していただきますようお願いいたします。

（利用制限延長期間：3月5日（土）～当面の間）

- 1 男鹿総合運動公園（総合体育館、球技場ほか）
- 2 若美総合体育館
- 3 B&G 海洋センター体育館

※問合せ先（指定管理者）：男鹿市体協・正和会・むつみJV

TEL. 0185-23-3040